

ハンディキャップ規定

令和 3年 1月 1日

都留カントリー倶楽部 ハンディキャップ委員会

1. 通則

- (1) 当倶楽部のハンディキャップは当倶楽部のハンディキャップ委員が認定したクラブハンディキャップをもって運用する。倶楽部ハンディキャップは、全ての会員を対象とし査定し運営する。
- (2) 複数の倶楽部に所属するプレーヤーは、その中で1つの倶楽部をハンディキャップの査定を受けるホームコースとし指定すること。
- (3) ホームコースを変更する場合は、自己の責任においてホームコースに届け出を行うこととする。
- (4) 各ゴルフ場でのラウンドスコアはプレーヤー自身がホームコースに提出することとする。
- (5) ハンディキャップ規定は改定の有無に係わらず都留カントリー倶楽部のホームページ上とクラブハウス内に掲示する。

2. ハンディキャップの改定

- (1) 倶楽部ハンディキャップは6月と12月のハンディキャップ委員会において査定基準により査定する。
- (2) 倶楽部競技（スクラッチ競技を除く）への参加者のうち、ネットスコアがアンダーパーとなった者のハンディキャップについては、その競技の実施された翌月に査定基準により査定する。
- (3) JGA ハンディキャップ・ホームコース指定登録者からの申請で査定する。
- (4) 新たなハンディキャップ取得者に対する新規査定を行う。
- (5) 上記（1）（2）（3）（4）以外に必要と認められる場合には、臨時にハンディキャップ委員会を開催し査定することができるものとする。
- (6) ハンディキャップボードへの掲示はハンディキャップ順とする。

3. ハンディキャップの査定

- (1) JGA ディファレンシャル数値に準拠して行うものとする。
- (2) プレーヤーから提出された最近のスコアカード10枚中のベストカード5枚を用いる。
- (3) 10ラウンドに満たない場合のハンディキャップ算定に採用するベストカード4枚とし、暫定ハンディキャップを取得できる。
- (4) JGA ハンディキャップとの差
JGA 査定方法と現在のハンディキャップとの差
ハンディキャップの差 増減15%以内とする。

3. ハンディキャップの取り消し、調整（増減）

- (1) ハンディキャップの提出が2年間で5枚以上ない場合はハンディキャップの取り消し調整を行う。
- (2) 長期間の疾病、傷病等によりプレーができなかった場合にハンディキャップの調整を行う。

- (3) 査定したハンディキャップが、本人の技能から見て明らかに妥当でない場合は、ハンディキャップを調整する。
- (4) 疑義のある場合は、ハンディキャップ委員会の協議に基づき委員会が裁定する。

4. 倶楽部のコースレーティング

(1) コースレーティング

コース	競技ティオフ	コースレーティング	スロープレーティング
かえで／富士桜	A 男子：メイ バック	72. 2	133
かえで／富士桜	A 女子：メイ バック	72. 2	133
かえで／富士桜	A 男子：サブ バック	71. 2	134
かえで／富士桜	A 女子：サブ バック	71. 2	134
かえで／富士桜	B 男子：メイ レース	70. 5	130
かえで／富士桜	B 女子：メイ レース	70. 6	127
かえで／富士桜	B 男子：サブ レース	69. 4	131
かえで／富士桜	B 女子：サブ レース	69. 6	126

5. ハンディキャップ証明書

- (1) 倶楽部ハンディキャップ決定通知書
- (2) JGA/USGA ハンディキャップインデックス証明書
 (財)日本ゴルフ協会(以下JGAという)が制定する「JGA ハンディキャップ規定」によるハンディキャップインデックス証明書も併用して発行する。

参考資料：改訂

令和3年1月1日：ハンディキャップ運用ガイドラインをハンディキャップ規定に変更

令和3年5月1日：ハンディキャップ改訂(2)(4)(5)を追記

令和4年11月23日：通則(5)、ハンディキャップ改定(6)を追記